

◇前回までに決定した「受動喫煙防止」義務

【例】「喫煙しようとする者は、他の市民等に受動喫煙させてはならない」

		規制のレベル		罰則の適用範囲
		A.義務	(B.配慮義務)	
対象範囲	場所に問わず	罰則なし (指導等のみ)		

◎「喫煙の規制」(喫煙禁止)とは異なるアプローチ

ここでいう「受動喫煙防止義務」は、喫煙をしようとする人に対して、一律に喫煙を禁じるのではなく、「他者にたばこの煙を吸わせない」義務を課すもの。

現在検討している「喫煙の規制」(喫煙禁止)は、喫煙をしようとする「場所」に注目し、規制をかけるものだが、「受動喫煙防止義務」は、喫煙をしようとする「人」に注目するため、場所(公共の場所か否か)には左右されない。

ただし、例外として、「義務として喫煙を禁止する場所」(右側参照)では受動喫煙させ得ないため、この「受動喫煙防止義務」を課す必要は無い。

なお、「受動喫煙させたか否か」の客観的な判断ができないため、指導することはできても、過料を徴収することは現実的ではない。

◇現在検討されている主な「喫煙の規制」(喫煙禁止)の方法

【例】「…において喫煙をしてはならない」

「…において喫煙しないよう努めなければならない」(罰則適用不可)

		規制のレベル		罰則の適用範囲
		A.義務	C.努力義務	
喫煙の規制範囲	1.公共の場所等	① すべて	③ 特定の範囲内 (この範囲のみ義務化)	
		② 特定の範囲内		
	2.特定の範囲	④ 範囲内すべて	× (適用不可)	

◎「喫煙の規制」は“2階建て”

「喫煙の規制範囲」×「規制のレベル」が基本(1階部分)となる規制。その上に、「罰則(の適用範囲)」が2階部分として乗っかってくる。罰則を設ける場合は、こちらの規制の違反者が主な対象となる。